

## 農業職種安全衛生チェックリスト

(厚生労働省関連部分 (労働安全衛生関係法令の遵守))

このチェックリストは、農業職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者に対して、監理団体が定期監査を実施する際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

記入欄に、はいの場合「○」、いいえの場合「×」、該当ない場合「-」を記入してください。

実施年月日：            年            月            日            監査実施者： \_\_\_\_\_

実習実施者の名称： \_\_\_\_\_

項 目	記入欄
<p><b>※ 農業職種の技能実習移行対象職種名 (作業名)</b>  <b>耕種農業 (施設園芸、畑作・野菜、果樹)、畜産農業 (養豚、養鶏、酪農)</b></p>	
<p><b>1 日々の作業を行う前に確認すること</b></p>	
○技能実習生の体調を確認し、体調が悪い状況で作業を行わないようにしていますか。	<input style="width: 50px; height: 25px; border: 1px solid green;" type="checkbox"/>
○作業を行わせる日の天候が大雨、強風等の悪天候や熱中症を発症するおそれのある予報等が出ている場合、当日の作業内容、作業方法、作業時間等について、見直し、確認を行い、指示を行っていますか。	<input style="width: 50px; height: 25px; border: 1px solid green;" type="checkbox"/>
○技能実習生に当日の作業内容と危険のおそれがある点について確認させていますか。	<input style="width: 50px; height: 25px; border: 1px solid green;" type="checkbox"/>
<p><b>2 農業職場における主な作業と安全対策</b></p>	
○技能実習生を5 S活動 (整理・整頓・清掃・清潔・躰 (決めたこと、教わったことを必ず守るように指導すること))、ヒヤリ・ハット 活動、危険予知 (KY) 活動に取り組ませていますか。	<input style="width: 50px; height: 25px; border: 1px solid green;" type="checkbox"/>
○技能実習生が理解できる作業マニュアルはありますか。	<input style="width: 50px; height: 25px; border: 1px solid green;" type="checkbox"/>
○技能実習生が理解できる安全衛生標識はありますか。	<input style="width: 50px; height: 25px; border: 1px solid green;" type="checkbox"/>
○認定を受けた技能実習計画以外の作業に従事させないようにし、業務災害に繋がるような作業を行わせないようにしていますか。	<input style="width: 50px; height: 25px; border: 1px solid green;" type="checkbox"/>

(1) <sup>※</sup>はい作業時の災害防止対策

○はいの上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが 1.5m を超えるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けていますか。

※「はい」とは、倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいいます。袋や箱、俵等で梱包された状態の荷物を指し、木材も「はい」に該当します。以下同じ。

○はい作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、昇降するための設備を使用していますか。

○積み上げた物の高さが分かりやすいように、高さを示すライン目印を設ける等の取り組みをしていますか。

○はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行う等当該危険を防止するための措置を講じていますか。

○はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに、関係労働者以外の労働者を立入禁止としていますか。



（例：倉庫内に積んでいたフレコンバッグ（玄米が入ったもの。重さ約 1t）の一部に崩れる気配があるのを発見した。崩壊防止のため、はい替えを実施しようとしていたところ、フレコンバッグの傾きが悪化して崩れだしたことに気づき、退避した。）

(2) 行動災害の発生防止対策

○技能実習生は、作業場所で単独作業にならないように努めていますか（技能実習指導員の指導の下、作業を行っていますか。）。

○作業道具は正しい使い方をしてしていますか。

例)・用途を異にする使い方で道具を使用しないようにしていますか。

○行わせる作業に必要な道具を使用させていますか。

例)・破損や劣化した道具は、交換していますか。

・茄子等の棘がある植物を扱う際は、作業内容に応じた手袋を使用させていますか。

<p>○道具の使い方や用途に応じた道具の選択方法を説明していますか。</p> <p>○不安全な行動にならないようにしていますか。</p> <p>例)・畑や洗浄・包装工場等の作業場所で走って移動しないようにしていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高低のある場所の移動は、飛び下りたり、よじ登ったりせず、設けられた昇降設備を使用して移動していますか。</li> <li>・幅の広い水路をジャンプして（飛び越えて）移動しないようにしていますか。</li> <li>・日頃見かけないような危険な虫や植物等には触らないようにしていますか。</li> <li>・自転車で移動する場合、作業装備を身に着けた格好で自転車を漕いで、転倒することがないように努めていますか。</li> </ul> <p>(3) 負傷した場合の対応</p> <p>○刃物等の道具や植物等で、手や皮膚等を負傷した場合は、安易に静観、放置せず、傷の手当てを行い、症状によっては医師の診察を受けるようにしていますか。</p>	<input data-bbox="1246 271 1342 338" type="checkbox"/> <input data-bbox="1246 365 1342 432" type="checkbox"/> <input data-bbox="1246 925 1342 992" type="checkbox"/>
<p><b>3 安全衛生教育（労働安全衛生法第 59 条、労働安全衛生規則第 35 条、第 36 条等）</b></p> <p>○技能実習生を雇い入れた時や技能実習生の作業内容を変更した時には、  ①作業内容、②機械や原材料等の取扱い方法、③安全装置や保護具等の取扱い方法等、技能実習生の安全衛生の確保に必要な事項について、技能実習生が理解できる方法で雇入れ時等の安全衛生教育を実施していますか。</p> <p>○危険有害業務に技能実習生に従事させる場合には、実習生が理解できる方法で特別教育等を実施していますか。</p> <div data-bbox="331 1585 1086 1973"> </div>	<input data-bbox="1246 1216 1342 1283" type="checkbox"/> <input data-bbox="1246 1462 1342 1529" type="checkbox"/>

## 特別教育の必要な主な業務

### ○<sup>※</sup>最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転の業務



型 式	
車体番号	
車両重量	kg
最大荷重	kg
最大揚高	mm

(※最大荷重とは、フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいいます。)

(※機体に貼られている銘板で最大荷重、機体重量等を確認する (以下同じ)。)

### ○<sup>※</sup>最大荷重が1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務



(※最大荷重とは、ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)

### ○<sup>※</sup>最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務



(※最大積載量とは、積み込むことができる荷物の最大の重さのことを指します。)

### ○チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務



○車両系建設機械（整地等）

ブルドーザー、ドラグショベル、パワーショベル、スクレーパー・ドーザー、ホイールローダー等機体重量 3 トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の運転の業務

○<sup>※</sup>酸素欠乏危険場所における作業に係る業務

酸素濃度の低下等の可能性がある穀物や飼料の貯蔵、きのこ栽培等のために使用しているサイロ等の内部での作業

※酸素欠乏とは、空気中の酸素の濃度が 18% 未満又は空気中の硫化水素の濃度が 100 万分の 10 を超える状態をいいます。

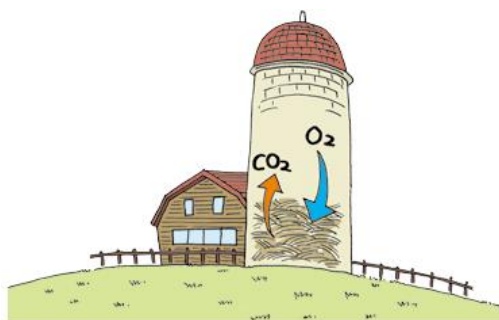
農業分野で考えられる酸素欠乏危険場所は、次のとおりです。

- ・雨水等が滞留した又はしたことがある槽、暗渠等の内部（地中の鉄の酸化や微生物による酸素消費による酸素欠乏の危険）



増殖した微生物の呼吸

- ・穀類若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部（穀物等の呼吸による酸素消費）



牧草や飼料の呼吸

- ・し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、槽、管、暗渠、マンホール、溝又はピットの内部



硫化水素発生

※  
○足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務

「足場」には、うま足場やローリングタワーも足場に該当します。

※高さや足場の種類が限定されていないので、図のような別々の作業床と支持物を一つに組み立てるものは原則、特別教育がいます。



※これらの教育は、技能実習生がその内容を理解できる方法で行ってください。

『確認書類』 技能実習計画、技能実習日誌、特別教育実施結果  
(法定での作成義務はないが、作成していれば) 安全衛生教育の実施結果、安全衛生教育の実施計画 (年間等)

4 就業制限 (労働安全衛生法第 61 条、労働安全衛生法施行令第 20 条)

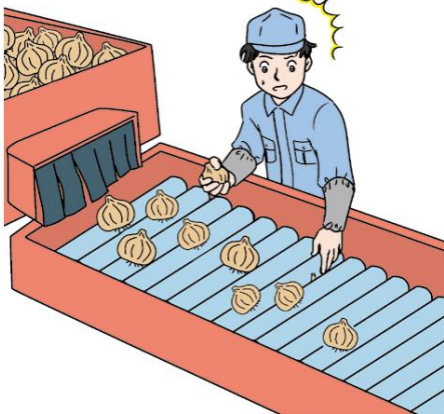
○就業制限業務に技能実習生を従事させる場合には、技能講習の修了等の  
所要の措置を取らせていますか。









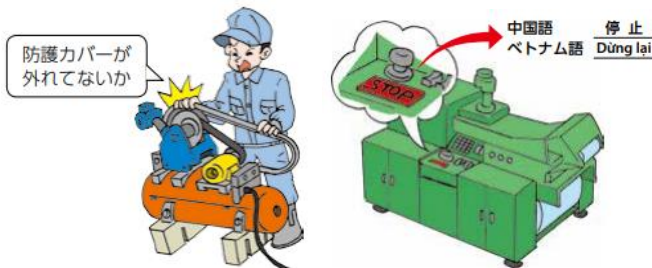


(例：たまねぎの選別作業を行っていた実習生が、回転しているローラー上に落ちた茎を取り除こうとしたところ、着用していた手袋がローラーに巻き込まれ、右手を負傷した。)

(1) 農産物機械・装置の安全確保

① 設備本体の安全確保

- 作業前に、チェーン、ギヤ等可動部分の防護カバー、非常停止ボタン等の安全装置に異常はないか点検を行っていますか。特に、注意すべき事項については、技能実習生の母国語で表示していますか。



② 点検・清掃

- 機械・装置の清掃、注油、消耗品交換等を行っていますか。また、機械・装置の周辺の床にある電気コード、小物類等がつかずきの原因となるので、常に片付け、清掃を行っていますか



整理整頓が大切、特に床は注意

③ 非正常作業時の安全確保

- 可動部（刃、ローラー等）や回転部（締付け等）に手を近づける場合には、機械・装置のスイッチはもちろんのこと、電源装置のスイッチを遮断するか、電源コードを抜く等絶対に動き出さないようにしています

か。また、周囲の者がスイッチに触れることのないよう「不具合への対応中」である旨、声に出して知らせたり、「点検中」である旨の標識により表示していますか。



## (2) 刈払機の安全確保

### ①安全衛生教育

○刈払機を使用させるために、安全のための教育を受講させていますか。



※刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」(平成12年2月16日基発第66号労働省労働基準局長通達)で定められています。

### ②刈払機の選定

○刈払機の安全性の判断基準としては、安全鑑定証票(下図)が貼られているものを使用するようにしていますか。また、できる限り、手を離すと自動的に回転がアイドリングまで落ちる機種を使用していますか。



#### 安全鑑定証票

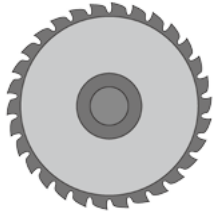
(注) 農研機構とは国立の農業研究・検査機関。

「安全鑑定証票」は、平成30年以降、

「安全性検査証票」となっているものもあります。

### ③点検・整備・調整

○塀や立木等の近くでは、チップソーではなく、刃がこれらに当たっても、危険性が低いナイロンコード刃を使用していますか。



チップソー



ナイロンコード刃

○草がからまりやすい等の理由で、刈刃の近くにある飛散物防護カバーを外したり、ずらしたりすることがないようにしていますか。



④服装・防護具

○眼球を保護するため保護眼鏡かフェイスシールドを着用していますか。  
また、長袖、長ズボン、ヘルメット、安全靴、革製の頑丈な手袋を着用していますか。特に危険な場所では、すね当ても使用していますか。

⑤作業準備

○作業開始前に、エンジン停止スイッチや緊急離脱装置の使用方法等を確認していますか。

○作業中、騒音も大きく、また、作業者へ近寄ることができないので、合図の方法(両手を振ったらエンジンを停止等の合図)を決めていますか。

○刈払機を使用する場所に落ちている石、木の枝、針金、空き缶等を取り除いていますか。

⑥作業中

○作業するに当たって定めた作業手順・担当場所等を守っていますか。

○刈払機の回転刃が障害物に当たって本体が大きく振られるキックバックに注意していますか。

○斜面の作業は特に危険であり、小段(带状の足場)を設ける、上段と下段で同時に作業するときは配置を前後にずらす等していますか。なお、平面であっても複数名作業のときはお互い 15m 以上離れるようにしていますか。



### (3) 耕うん機の安全確保

#### ① 耕うん機の選定

○ 耕うん機も、安全鑑定証票が貼られているものの中から選ぶようにしていますか。

#### ② 点検・整備

○ 取扱説明書に基づいて、定期的及び作業開始前に、オイル量、ベルトのゆるみ・損傷、爪のゆるみ・損傷、安全カバー、クラッチ・ブレーキの効き等を点検していますか。



取扱説明書に基づき点検整備  
(どの機種でも)

#### ③ 作業準備

○ 作業開始前に、エンジン停止スイッチの他、安全装置の使用方法等を確認していますか (ただし、機種によって装備のあるなしがあります)。

- ・ 挟圧防止装置 (緊急クラッチ操作レバー: 後退時に、体が障害物と耕うん機にはさまれると、主クラッチが切れるような仕組みの装置)
- ・ デッドマン・クラッチ (クラッチレバーをはなすと動力伝達が切れる構造のクラッチ (一般的なクラッチは、レバーをにぎると動力伝達が切れます))
- ・ 駐車ブレーキ (斜面等で本体が動き出さないためのブレーキ)

#### ④ 作業中

○ 後退時に背後の壁や立木と機械の間に人が挟まれないよう、後退時にはエンジンは低回転、クラッチをすぐに切れる体勢とすること、狭いところではそもそも後退しないこととしていますか。



バックによる挟まれ事故(樹木)

- 回転部分への巻き込まれ防止のため、ロータリーにからんだわら等を取り除く際は、必ずエンジンを切ること、後退・旋回・移動時はロータリーのクラッチを切ること、Vベルトのカバーは必ず装着することとしていますか。



わら除去時にはエンジンを切る

- 機械の転落・転倒に人が巻き込まれ防止のため、旋回は十分なスペースをとり低速で行うこと、圃場出入り・畦畔越えは直角に、必要に応じあゆみ板を用いること、道路上では草の生えた路肩等には近づかないこととしていますか。

#### (4) 乗用型農業機械（トラクター・農用運搬機）の安全確保

##### ① 乗用型トラクターの選定

- かなり古い機種ですと、安全キャブ（座席を囲む屋根やガラス窓）や安全フレーム（座席後ろの鉄製構造物）が付いていないものがあり、危険で、使用しないようにしていますか。

##### ② 点検・整備

- 機種毎の取扱説明書に従って、タイヤの空気圧・損傷・ゆるみ、オイル量・冷却水量、ファンベルトのゆるみ、ブレーキの左右連結・きき、カバー類・PTO 軸カバー、計器類、灯火類、ミラー、エンジン音等について、定期点検や始業前点検を行っていますか。

##### ③ 作業準備

- 作業開始前に、当日作業における運転者以外の者との役割分担（特に、運転者以外の者が作業中のトラクターの近傍にいるか）、当日の運行・

作業場所の地形等（見通しの悪いところ、斜面、畦畔、水路等の危険箇所等）、夜間用に大きな反射器をつける、万一の連絡用に携帯電話携帯、ヘルメットの着用・シートベルトの装着等を確認していますか。

④ 作業中

- 機械の転落・転倒により下敷きになることを防止するため、旋回は低速でスペースをとって行うこと、圃場の出入り・畦畔越えは低速で直角に必要な応じあゆみ板を用いること、道路上では必ず左右のブレーキを連結すること、道路上では草の生えた路肩等に近づかないこととしていますか。



高速急旋回は現金



圃場の出入りは低角度で



崩れやすい路肩もある

- 回転部分への巻き込まれ防止のため、ロータリーにからんだわら等を取り除く際は、必ずエンジンを切っていますか。
- 乗用型トラクターの脇への同乗、農用運搬車の荷台への同乗をしないようにしていますか。
- 道路上での自動車との事故防止のため、自動車との大きな速度差を意識し、特に右折時に注意すること、交通量の多いところは避けることとしていますか。

(5) 農具・脚立・はしごの安全確保

① 農具（くわ、スコップ、フォーク、包丁、カマ、ハサミ等）

- 農具を使用しない時、農具の刃部にカバーしていますか。
- 農具の保管は、目につきやすく、定まった場所としていますか。
- 柄から刃物が落ちないように、ガタつきを点検していますか。
- 農具の使用後、汚れや付着物を取り払って清掃し、次の使用に備えていますか。
- 農具の使用時、周囲の人に接触しないように、作業位置に注意していますか。

② 脚立・はしご

○安定する場所で使用していますか。

※脚立を安定して設置するため、設置場所の広さ、地面の固さ、斜度を  
確認すること。特に、果樹園等では、地面が柔らかく、平らでない場  
合もあるので、確実に脚立を設置できる場所を確保できない場合  
には、敷材・敷板を用いること。設置場所が不安定の場合には、別の作  
業者に支えてもらうこと。

○作業前、開脚防止チェーンを掛けたか確認していますか。

※はしごを使用する場合には、はしごが滑らないよう上端や下端を  
固定すること。

○脚立設置時に、最下段に乗って安定性を確認していますか。

※最初に、最下段に乗り、ぐらつきがないか安定性を確認すること。  
脚立に昇る前には、周囲に危険な物がないことも確認すること。  
確認する時には、最下段以上、昇らないこと。

○天板には乗らないようにしていますか。

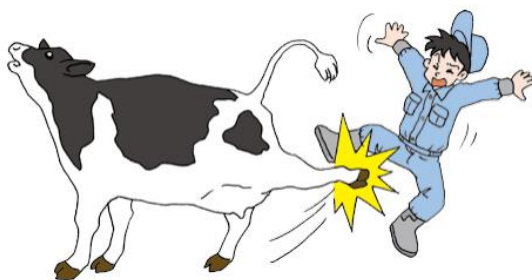
※天板に乗っての作業や身を乗り出しながらの作業は、不安定な姿勢と  
なって、墜落や脚立の転倒の危険があるので行わないこと

○昇降時に重いものを持たないようにしていますか。

※人と物が使用できる最大荷重の範囲で作業し、昇降時には、果物が入  
った箱等の重いものを持たないこと。

(6) 畜舎内の安全衛生管理

○飼育動物は想定外の動きをしますので、作業等は常に集中していますか。



(7) 農薬の安全な取扱い

①農薬の保管・運搬

○農薬の使用については、使用前の農薬の安全な保管や運搬のみならず、  
農薬（希釈）に混ぜてはいけない液体等を混ぜ、有害物が発生しないよ  
うにしていますか。

※畜産農業では、消毒薬も農薬と同様に取扱う。

②適切な服装・保護具の着用

○作業者の皮膚に農薬がかからないようにするため、所定の防除作業

<p>服、マスク、手袋、保護めがね（ゴーグル）を着用する。      ※所定のマスク代わりに、手ぬぐい等を使用しない。</p> <p>③農薬の説明書（ラベル）の確認</p> <p>○農薬の説明書（ラベル）に記載されている使用基準（使用方法、使用上の注意等）が守られるよう、例えば、農薬の希釈倍数等の使用方法について必要な指示を行って理解させていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>8 農業職場における健康確保</b></p>	
<p>(1) 熱中症予防対策</p> <p>○日陰や休憩場所の整備、高温多湿作業場所における連続作業の時間短縮、夏季における勤務時間帯の変更（例：炎天下での日中の農作業を避けるため、早朝、夕方に農作業を行うようにする。）、炎天下の日中は圃場での作業ではなく工場での作業の実施、水分及び塩分の摂取等の熱中症予防対策を講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 腰痛予防対策</p> <p>①自動化、省力化</p> <p>○腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行うこと、それが困難な場合は、台車等の道具や補助機器を使う等作業者の負担を減らす省力化を行うことに努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>②作業姿勢、動作</p> <p>○作業対象にできるだけ身体を近づけて作業すること、不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねり等、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らすこと、作業台や椅子は適切な高さに調整すること、作業台は、ひじの曲げ角度がおおよそ 90 度になる高さとする事としていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>③作業の実施体制</p> <p>○作業時間、作業量等を設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況等を検討し、腰に過度の負担がかかる作業は、無理に 1 人ではさせないこととしていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>④作業標準の策定</p> <p>○作業の姿勢、動作、手順、時間等について、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベル等を考慮して定期的に確認していますか。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにすることとしていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>⑤休憩・作業量、作業の組合せ</p>	<input type="checkbox"/>



○適宜、休憩時間を設け、その時間には姿勢を変えるようにすること、不自然な姿勢を取らざるをえない作業や反復作業等を行う場合には、他の作業と組み合わせる等、できるだけ連続しないようにすることとされていますか。

### (3) 虫刺され対策

#### ①蜂刺症

○蜂に刺されたときには、

- ・刺された現場から離れ速やかに毒吸引器等で毒を絞り出すこと
- ・毒の回りを遅くするため患部を冷水で冷やすこと
- ・刺されたところに抗ヒスタミン軟膏を塗ること、抗ヒスタミン錠剤の処方を受けている人は服用すること
- ・発疹、咳、目がくらむ等の症状が出たら速やかに医療機関に運ぶこと
- ・患者を移送するときは担架で救急車まで運ぶこと、自力歩行させたり背負ったりしないこと

とされていますか。

#### ②マダニ媒介感染症

○草むらや山等、マダニが多く生息する場所に行く場合には、腕、足、首等肌の露出をできるだけ少なく、またマダニが入り込む隙間のない服装により作業することとされていますか。

○マダニに咬まれていることに気づいたら、無理に引き抜こうとすると、マダニの一部が皮膚内に残ったり、虫体を潰してしまうことにより虫体内のウイルスや細菌を人体へ注入してしまう可能性があるため、医療機関（皮膚科又は外科）で処置してもらうようにしていますか。

○マダニに咬まれた場合は、3週間ほど、発熱や倦怠感、発疹、関節の痛み、腹痛や下痢等の症状がでないか、経過観察することとされていますか。

参考：農林水産省農産部技術普及課長「農作業におけるダニ刺咬に関する留意事項について」平成25年2月25日付24生産第2933号

### (4) 酸素欠乏症等予防対策

○酸素欠乏等場所で作業を行う場合には、教育の実施及び酸素濃度の測定、換気、送気マスク等の呼吸用保護具の使用等の措置を適正に講じていますか。

<p><b>9 健康診断の実施（労働安全衛生法第 66 条）</b></p> <p>○実習実施者は、技能実習生を雇い入れたとき、雇入れ時健康診断を実施していますか。</p> <p>○実習実施者は、1年に1回(常時深夜業等に従事する者については、6か月に1回)、定期健康診断を実施していますか。</p> <p><b>※技能実習制度においては、時間外労働又は休日労働及び深夜労働は想定されていませんが、やむを得ない業務上の事情等により行う場合には、時間数に応じて技能実習計画の変更認定や届出が必要となるほか、以下の措置を講じてください。</b></p> <p>(1) 長時間労働と医師の面談</p> <p>○技能実習生に対し、長時間労働を行った場合の健康障害発症リスク及び面接指導を受ける申出の必要性を説明するとともに、時間外・休日労働時間数が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が認められる場合は、医師による面接指導を実施していますか。上記のほか、時間外・休日労働時間数が月 45 時間を超えた場合も面接指導の対象とするように努めていますか。</p> <p>○医師による面接指導の結果、技能実習生の疲労蓄積状況や心身の状況、面接を行った医師の意見等を踏まえ、事後措置が必要な場合は、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業務への従事回数の減少等の措置を講じていますか。</p> <p><b>※面接指導の実施においては、産業医の選任義務がない常時 50 人未満の労働者を使用する小規模事業場においては、地域産業保健センターを利用して面接指導を実施することもできますので利用を勧奨してください。</b></p> <p>(2) ストレスチェック</p> <p>○ストレスチェックを実施していますか。</p> <p>(※2015年12月1日より労働安全衛生法改正による「心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、ストレスチェック）」制度がスタートしました。職場において定期的にストレスチェックを行い、その結果により労働者が自らのストレスに気づきストレスに対処すること、ストレスチェックを通じて職場環境を見直し、ストレスの要因そのものを低減させ、メンタルヘルス不調のリスクが高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることにより、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目指しており、50名以上の従業員がいる事業所（従業員50人未満の事業場は、当面の間努力義務）では、ストレスチェックを実施することが義務づけられています。）</p>	<div style="text-align: center;"> <input data-bbox="1257 300 1347 365" type="checkbox"/>  <input data-bbox="1257 414 1347 479" type="checkbox"/>  <input data-bbox="1246 730 1337 795" type="checkbox"/>  <input data-bbox="1246 1037 1337 1102" type="checkbox"/>  <input data-bbox="1246 1440 1337 1505" type="checkbox"/> </div>
--	---